

# 会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1	会議名	第24回中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議
2	開催日時	令和5年2月22日（水曜日） 15時30分～16時15分
3	開催場所	姫路市中央卸売市場管理棟3階 大ホール
4	出席者名	<p>【委員】 平田 健正（和歌山大学 名誉教授） 中島 誠（国際航業株式会社 フェロー） 保高 徹生（国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センター 地圏資源環境研究部門 地圏化学研究グループ 研究グループ長） 藤森 一男（兵庫県環境研究センター 環境技術専門員） 田原 直樹（兵庫県立大学 名誉教授）</p> <p>【姫路市】 三宅 和宏（姫路市産業局 理事） 藤原 孝樹（姫路市産業局 中央卸売市場 場長） 尾関 正弘（姫路市産業局 中央卸売市場 副場長） 宮本 政男（姫路市産業局 中央卸売市場 新市場担当 課長補佐） 菅原 崇（姫路市産業局 中央卸売市場 係長） 妹尾 一慶（姫路市産業局 中央卸売市場 技術主任） 佐想 善勇（姫路市環境局 環境政策室 主幹） 赤羽 孝彦（姫路市環境局 環境政策室 課長補佐） 日方 大介（姫路市環境局 環境政策室 技術主任）</p>
5	内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 座長による第23回専門家会議決定事項の説明</li><li>2 事務局説明</li><li>3 事務局説明に対する質疑応答</li><li>4 委員による討論</li><li>5 座長による討論のまとめ</li></ol>

## 第24回中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議会議録

(開会)

( 姫路市 ) 失礼いたします。本日は、「第24回中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」開催のご案内をさせていただきましたところ、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議の開会に先立ちまして、一言お断り申し上げます。本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、少しでも安全な会場運営を進めて参ります上で、対策としましてマスクの着用やソーシャルディスタンスの確保、会場の換気等をさせていただいております。また本日は専門家委員の皆様方、また国際航業株式会社の皆様方におかれましてはリモート参加ということでWEB形式での会議の開催とさせていただきます。専門家委員の皆様、また会議ご参加の皆様方には、若干ご不便な点もあるかと思いますが、通常の会議形式と同様に少しでも円滑な運営に努めてまいりますので、これらの対策に、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

会議につきましては午後3時30分より、概ね1時間程度、その後、質疑等の時間を予定しております。

只今から開会させていただきます。

それでは、会議の開催にあたりまして、姫路市中央卸売市場担当理事の三宅より皆様にご挨拶を申し上げます。

<理事挨拶>

( 姫路市 ) 姫路市中央卸売市場担当理事の三宅でございます。本日はお忙しい中、平田座長をはじめ、各委員の皆様には会議にご参加いただきまして誠にありがとうございます。本日は、先ほど司会の方からも説明がありましたように、WEB形式での会議の開催とさせていただきます。

本市場の移転再整備としましては、昨年12月26日に建築工事が全て完了いたしまして、この2月19日には雨の中ではございましたが、開場式典を開催することができました。現在、3月13日の新市場開場に向けて、場内事業者による内装工事や引っ越し作業等が進んでおります。事業としては最終段階に入っているところでございます。

また、本日は地下水調査の請負業者である国際航業株式会社様にもご参加していただいております。今回は、渇水期における地下水調査の結果に対する評価及び新市場竣工

後の地下水モニタリングの方針についてもご審議いただく予定でございます。審議にあたり、新市場開場後も市場施設の安全・安心をしっかりと確保できるよう、専門的な知見を基に、率直な意見をいただきたいと思っております。引き続き、委員の皆様にはご指導・ご協力を賜りますよう深くお願い申し上げます。

円滑な会議の運営に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。最後に、本日の会議には、報道機関として神戸新聞様が取材に来られております。ありがとうございます。それではよろしくお願いたします。

#### <出席者の紹介>

( 姫路市 ) 続きます、次第の 3. 出席者紹介でございます。配布資料の 2 枚目、中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議の出席者名簿をご覧ください。

委員の方々をご紹介させていただきます。環境水理学を専門とされ、本会議の座長を務めていただいております、和歌山大学名誉教授の平田健正様。土壌地下水汚染調査・対策を専門とされております、国際航業株式会社フェローの中島誠様。リスク評価・試験法を専門とされております、地質調査総合センター地圏資源環境研究部門地圏化学研究グループ研究グループ長の保高徹生様。環境化学を専門とされております、兵庫県環境研究センター環境技術専門員の藤森一男様。都市計画・環境計画を専門とされております、兵庫県立大学名誉教授の田原直樹様。以上でございます。

#### <配布資料の確認>

( 姫路市 ) 続きます、次第の 4. 配布資料の確認でございますが、本日の資料は本編資料及び参考資料を 1 冊にまとめさせていただいておりますので、途中、資料が不足してございました場合は、申し出ていただきますようよろしくお願いいたします。

#### <座長挨拶>

( 姫路市 ) 続きます、次第の 5. 座長挨拶でございます。座長の平田健正様、よろしくお願いいたします。

(平田座長) 平田でございます。委員の皆様におかれましてはご出席いただきありがとうございます。本日は昨年の夏の豊水期と冬の渇水期に調査したデータが両方ございますので、それらを比較して地下水の状況を再度ご確認いただきたくということでございます。もう一つ、3 月になりますと新しい市場が開場されるということで、開場以降のモニタリングがどうあるべきかという点につきましてもご審議いただこうと思っております。最

後に私の方から本日の審議内容をご説明いたしまして、質疑応答に移りますけれども、本日はWEB会議となっておりますので、ブリーフィングペーパーにつきましてはまた改めて配布したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

私の説明は以上でございます。続きまして事務局の説明というところで、順次説明をして審議をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

#### <事務局説明>

( 姫路市 ) 事務局でございます。私、姫路市中央卸売市場場長の藤原でございます。ただ今から配布資料に基づきまして説明に入らせていただきます。資料1につきましては、渇水期における中央卸売市場移転予定地における地下水位測定及び地下水汚染調査を実施いたしましたので、その結果を取りまとめた資料でございます。資料2につきましては新市場竣工後の地下水調査の案についてまとめた資料でございます。資料1、資料2を説明する資料といたしまして参考資料を添付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは資料1につきまして、地下水調査業務委託の受託者であります、国際航業株式会社様より、資料2につきましては姫路市よりご説明させていただきます。それぞれ説明の後にご意見をいただきたいと思っております。

それでは資料1の説明につきまして、国際航業株式会社様よろしく願いいたします。

#### <資料1の説明>

(国際航業) よろしく願いいたします。資料1につきまして、今年度実施している地下水調査について、実施状況及び調査結果を説明させていただきます。まずはP.1-1、本調査業務では、新市場の竣工後の今後の地下水汚染の管理に関して、これまでの専門家会議の内容を踏まえまして、竣工後の地下水モニタリングや必要に応じた揚水対策等の内容を検討するため、建設工事中の豊水期と建設工事完了後にあたります渇水期の地下水中のベンゼン濃度の変動状況の確認を目的に実施しております。

本調査では、これまでの地下水調査と同様に、降水量の多い豊水期及び降水量の少ない渇水期のそれぞれの月毎に調査を実施しており、本資料では、主に今年度の2022年の12月に実施しました渇水期の地下水調査の結果を報告させていただきます。

地下水調査の実施地点につきましては、P.1-2の図1.2.1に示しております。調査地点に関しましては、これまでと同様に、以前から実施しています観測井戸14地点、ならびに昨年度に新設した観測井戸4地点の計18地点を対象に地下水調査を実施してい

ます。

地下水調査の方法及び内容につきましては P. 1-2～P. 1-3 に示しております。調査方法もこれまでと同様に、現位置にて地下水位の一斉測定及び地下水の試料採取を行いまして、計量証明機関におきましてベンゼンの地下水濃度を対象にした公定法分析を実施しております。なお、新市場建設工事に伴って井戸管頭高さが変更された地点につきましては、建設工事施工者様より更新データを適宜提供していただいております。

地下水位の測定データは P. 1-4 の表 1. 2. 2 に、現地での採水試料の測定データにつきましては P. 1-5～P. 1-6 の表 1. 2. 3 に整理しております。

続きましては比較調査の説明に移らせていただきます。まずは地下水位測定結果について、P. 1-7 をご覧ください。全地点の測定データによる地下水位の分布を P. 1-8 の図 1. 3. 1 に示し、大局的な地下水流向として整理している地下水位の分布につきましては P. 1-9 の図 1. 3. 2 に示しております。その結果、図 1. 3. 2 の地下水位分布を見ますと、今年度も豊水期、渇水期ともに、これまでと同様に、大局的には北西から南東方向への地下水の流れがみられております。

次に、地下水濃度分析結果について P. 1-10 をご覧ください。各地点のベンゼン地下水濃度を表 1. 3. 1 に示し、検出状況につきましては P. 1-11 の図 1. 3. 3 に示しております。今回の建設工事完了後にあたる渇水期につきましては、全 18 井戸のうち計 7 井戸でベンゼンの地下水基準を超過する濃度が検出され、過年度の傾向と同様に豊水期と比較すると超過井戸の数は増加しているといった状況となっております。

なお、対象地におけるベンゼンにつきましては、第 17 回専門家会議において、土壌汚染対策が適切に実施され、基準超過土壌の浄化は完了したと判断されておりますので、現在は地下水中のみに残存している状況と考えられます。

今年度の地下水調査結果につきましては、P. 1-12 に整理しております。また、先ほどの地下水位の分布とベンゼンの地下水濃度の検出状況につきましては、P. 1-13 の図 1. 3. 4 で示しております。今年度の豊水期につきましては、前回の専門家会議でも報告させていただきましたように、昨年度の豊水期のような基準を超過した井戸数の減少はみられず、また、今回の建設工事完了後にあたります渇水期においても、超過井戸の分布範囲に縮小はみられませんでした。

ただ一方で、地下水位の分布状況については、これまでと大きな変化はなく、過年度と同様に、ベンゼンの地下水基準を超過した地点から卸売場棟建屋範囲への地下水の流れ方向というものは確認されませんでした。

また、各井戸のベンゼン地下水濃度の推移につきましては、参考資料 1(ベンゼン地下水

濃度推移グラフ)に整理しておりますのでご覧ください。グラフ内の赤線は豊水期の濃度推移を示しております、青線は渇水期の濃度推移を示しております。これらからも読み取れますように、卸売場棟東側につきましては、土壌汚染対策業務後も地下水中に残存するベンゼンによって、現状も引き続き、実施時期に応じてベンゼン濃度の増減を繰り返している状況となっております。

地下水調査の結果報告は以上となります。ご審議をお願いいたします。

(平田座長)      ありがとうございます。地下水の流れとベンゼン濃度なのですが、まず、地下水の流れについては、北西から南東方向であり大きな変化がないということです。また、地下水中のベンゼン濃度については、土壌の浄化は完了しているのですが、地下水中にまだベンゼンが残存している状況。地下水中のベンゼン濃度の特徴としては、豊水期に濃度が低いのだが、渇水期に若干濃度が高まる傾向にあるという状況。今回も同じような傾向が現れているとの報告ですがいかがでしょうか。

(中島委員)      まず、地下水位についてですが、前回の専門家会議でもお話をしたのですが、「地表面が被覆されて、雨水が浸透せずにどうなるか」という点でみると、渇水期だからということもあるのかも知れないのですが、とりあえず渇水期においては地表面の被覆による影響がないことがこれで判断できたのではないかと思います。一方、豊水期については、今まで変化はないのですが、次回以降の豊水期の調査において、地下水位が若干下がるかも知れないというところであるかと思えます。

地下水の汚染状況については、参考資料1のグラフを見ると、全体的に渇水期の方が地下水中のベンゼン濃度は高く、豊水期では2021年から2022年は濃度が上がっておりますが、渇水期を超えるというレベルで目立つものはそれほどない。ただ、地下水中のベンゼン濃度が変動している中では、例外としてJ12-5は渇水期で濃度が無くなり豊水期に濃度が出ているが、その他は渇水期の濃度が高いときよりも豊水期の濃度が超えることはなく、ほぼ平衡に推移しているのかと思えます。

また、地下水中のベンゼン濃度が高いJ7-7s及びJ7-7については、浅い地下水の影響を受けているため、別の観測井戸とは少し異なる地下水を測定していると捉えると、取り残されている濃度の高い地下水を測定している感じを受ける。そのため、全体としてはある程度同じような状態で変化が続いており、また、上流側については地下水濃度が少し下がってきている傾向がみられるというようにデータは評価しています。以上です。

(平田座長)      ありがとうございます。上流側では若干地下水中のベンゼン濃度が下がってきている観測井戸としては、例えばG5-5があります。一方で、一番南東で海に近く下流部のL10-5

やL12-5でやや地下水中のベンゼン濃度が若干高まっていることから、全体的に南東側に地下水汚染が移りつつあるように考えてよろしいのでしょうか。

(中島委員) 今回、豊水期と渇水期の各々でグラフを作成してもらったので、豊水期で濃度が上がっていると言っても渇水期の濃度に近づいている、渇水期の濃度の範囲内で変動しているとみていいのかなと思われまます。

(平田座長) 重要なこととして、建屋に向かう汚染物質(地下水汚染)がないことに変わりはないという理解でよろしいでしょうか。

(中島委員) それでいいと思います。

(平田座長) これは非常に重要なところで、建屋の下に汚染物質(地下水汚染)が入り込むという少し厄介なことになるが、そのような状況は今回もみられていない。また、気にしていましたが、敷地全体が被覆されましたのでその影響が出ることを懸念していたのですが、それもなく、今までどおり北西から南東方向の流れのままであるというふうに考えてよろしいですね。

(中島委員) はい。

(平田座長) やはり、土壌を綺麗にしても地下水の浄化は難しいですね。時間がかかりますね。

(保高委員) 中島委員がおっしゃったとおり、今回は建物ができた後(地表面の被覆後)の地下水調査の結果ということで、懸念されるような事項が生じていないということは安心の材料になると思っております。

また、渇水期の地下水中のベンゼン濃度をみていくと、上がっているものも多少あるが、全体としては低減傾向にありそうだという傾向がみえる結果であり、専門家委員が危惧していたような状況ではなく、今後落ち着いていくのではないかと期待の持てる調査結果だと感じております。

(平田座長) ありがとうございます。藤森委員いかがでしょうか。

(藤森委員) 他の専門家員のおっしゃるとおりだと思います。特に地下水中のベンゼン濃度の上昇傾向がみられなかったという点が非常に安心で、このまましばらく状況を見ていけば、濃度が下がっていくのではないかと希望の持てるデータだと思います。

(平田座長) ありがとうございます。田原委員いかがでしょうか。

(田原委員) 中島委員の分析に付け加えることは特にございません。重要なことは、先ほど平田座長が総括されましたように、建屋への影響が懸念される状況にはないということであり、今後もう少し状況をみていく必要があるのかなと感じております。

(平田座長) ありがとうございます。では、続きまして4月以降にどのようにこの調査を継続していくかということについて、ご説明いただけますでしょうか。

( 姫路市 )      それでは姫路市より資料 2 についてご説明させていただきます。

第 19 回専門家会議において、新市場竣工後の方針としては「水質モニタリング及び必要に応じての揚水対策等の具体的な内容については、建設工事中の調査の結果をみたくて検討する」こととされておりました。また、前回の第 23 回専門家会議においては、「総合的な安全対策」の中で次の内容を確認していただいております。

具体的には、「①土壌汚染に対する安全対策」につきましては、土壌中のベンゼン浄化と自然由来等汚染土壌の被覆の完了を確認していただいております。「②施設配置の安全対策」については、安全を考慮した施設配置としたことを確認していただいております。「③建築物の安全対策」についても同様に、安全対策が講じられた施設が完成したということについてもご確認いただいております。最後の 4 番目について、「④新市場竣工後の水質モニタリング及び必要に応じての揚水対策等」についてなんですけれども、こちらについては先程の資料 1 の報告にもありましたが、今年度の渇水期の地下水モニタリングの結果をみたくて検討するということでありました。

今回この資料 2 では、先ほど説明のあった今年度の渇水期の水質モニタリング結果及び先程申し上げた①～③の内容も踏まえまして、新市場竣工後において地下水調査を継続する場合における調査内容の案についてまとめさせていただきます。

続いて P. 2-2 をお願いします。具体的な調査の内容としましては、調査項目と調査位置についてまとめております。調査項目としてはこれまでと同様に、地下水位測定調査とベンゼンを対象とした地下水汚染調査の実施を考えております。

地下水位測定調査については、地下水位とベンゼン濃度の相関性の確認や地下水の流向の確認が必要と考えますので、これまでと同様の計 18 地点の観測井戸での実施を考えております。

地下水汚染調査、ベンゼンの地下水濃度の調査につきましては、新市場建設工事中に調査対象とした計 18 地点の観測井戸のうち、これまでの調査でベンゼンの地下水濃度が定量下限値以上の値を示した地点、具体的には G5-5、H7-5、H9-5、J7-7s、J7-7、J7-7d、J10-5、J12-5、K8-9、L10-5、L12-5 の 11 地点にて調査を行います。また、これまでの全ての調査で定量下限値未満であった地点のうち、卸売場棟周辺の 4 地点、具体的には C8-5、E5-2、F12-5a、H13-5 の 4 地点については、卸売場棟周辺で汚染の広がりが無いことを確認するために調査を行います。したがって、ベンゼンの地下水汚染調査については、計 15 地点の観測井戸にて実施を考えております。具体的な位置については図 2. 2. 1 に示しております。これまで調査を実施してきた 18 地点から 15 地点に減らした 3 地点は、図 2. 2. 1 中左側で赤丸が付いていない C6-2、C10-5a 及び B13-6a の 3 地点であり、

地下水汚染調査の対象地点から外しております。

続きましてP. 2-3をご覧ください。こちら調査頻度と期間についてまとめております。調査の頻度については、これまでと同様に、1年あたり豊水期と渇水期に各1回の計2回の実施を考えております。

調査期間についてですが、先ほどの資料1の中でもありましたが、第17回専門家会議において、土壤汚染対策が適切に実施され、基準超過土壤の浄化は完了していると判断されているということ。地下水の大局的な流れについては、土壤汚染対策後の2019年度から2022年度の全ての地下水調査にて、同様の傾向が確認されていること。先ほどご審議いただいた中にもございましたが、土壤汚染対策後の2019年度から2022年度の全ての地下水調査にて、ベンゼンの地下水基準を超過した地点から、卸売場棟範囲へ向かう地下水の流れは確認されていないこと。また、これまでの専門家会議にてご確認いただいておりますとおり、土壤の浄化後に残っている地下水中のベンゼン濃度は徐々に減少するのが一般的であるとの見解をいただいていること。土壤汚染対策後の2019年度から2022年度の調査結果を見ると、ベンゼン濃度の急激な増加は見られていないこと。新市場の敷地全体を見ますと、土壤汚染対策法に基づく措置(アスファルトによる被覆等)が適切になされ、施設を使用するにあたり安全であると考えられること。新市場開場後の通常の運営において、地下水に直接影響を与えるような施設の使用は想定されないこと。以上を踏まえまして、これまでの調査結果及びこれまでの対策内容を踏まえまして、現在の調査で基準超過となっている全ての地点が基準適合となるためには、かなり長い期間を要するということが見込まれます。ですので、姫路市としましては、このベンゼンの地下水濃度が徐々に減っていくという緩やかな変化が新市場開場後も継続するというを確認するために、当面は2023年度と2024年度の2年間を調査期間にしたいと考えております。また、調査結果については、姫路市のホームページのうち、中央卸売市場のページに掲載し、広く公表することについても考えております。

以上で、姫路市中央卸売市場新市場竣工後の地下水調査モニタリングの案について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(平田座長)      ありがとうございます。まずは地下水位ですが、これは現在の地下水位測定調査と同様に計18地点で継続していくということですがいかがでしょう。何か意見等はございますか。

(中島委員)      地下水位測定調査は、これまでどおり継続すべきであり、妥当だと思います。

(平田座長)      これはその方がよろしいかと思います。その他の意見がなければ次に水質調査について審議したいと思います。

地下水の水質については、卸売場棟の周辺の状態をきっちり押さえておくことが大事。その中で、これまでの全ての調査において地下水中のベンゼン濃度が検出されていない観測井戸がいくつかありますので、これらは若干省くことができるのではないかと感じてございます。この地下水汚染調査を省く観測井戸は、C6-2、C10-5a 及び B13-6a の3地点なのですが、その代わりに C8-5 の上流側の観測井戸を調査対象に残している。よって除外する3地点以外の観測井戸については、これまでと同様の観測を継続していくということ。卸売場棟方向への汚染物質の流入があるか否かという視点で確認するためにも、きちんと観測を継続していくという案になっております。今後の地下水汚染調査から省く3地点については、これまでも地下水濃度が検出されていないことから、除外しても大丈夫だと感じておりますがいかがでしょうか。

(保高委員) 今後の計画を拝見させていただいた中で、一つ気になる点として、資料2の「当面は…」という表現が含む意味について気になりました。含まれる意味として、「やめる可能性がある」、「やめない可能性がある」、若しくは「そういった結果を審議したうえでさらに検討していく」のいずれに該当するのをお伺いしたいと思っております。

(平田座長) やはり現状では地下水基準を超えているため、本当に浄化が完了していれば2年間で調査が終わる話であるが、「当面は2年間…」という表現はそういう意味で、2年間の観測が終わった時点で改めて観測を継続していくか否かを決めていかなければならないと思う。「当面は2年間…」とは、その考える時間を2年間設けるという意味であると思います。それでよろしいでしょうか。

(保高委員) 承知いたしました。ありがとうございます。

(平田座長) 地下水の流れというものは中々見えないので非常に難しい。当面は様子を見ていくための2年間ということになる。

(中島委員) 当面はまずは様子見の期間ということでよいかと考えます。あと、併せてそのところで気になるのが、調査結果を姫路市のホームページに掲載するということで、何も異常がないデータの時はこれでいいと思うのですが、万一、地下水中のベンゼン濃度が上がったりした場合は、少なくとも見解をセットでホームページに掲載しなければ不安に思われるだけだと思いますので、事前に測定値のチェックをきちんとしておいた方がいいかと思えます。

(平田座長) 夏の豊水期の地下水調査の後に、WEB形式でもよいので、専門家委員の審議が必要だと思う。また、渇水期の地下水調査の後に、1年に1回は専門家委員による、できれば対面形式によるきちんとした評価が必要だと私は考えております。

観測毎に専門家委員でチェックを行い、1年に1回は対面形式で専門家会議を行うこ

とが必要だと思えます。もし何かあったときに、姫路市が勝手にデータを出してという形式では説明がつかないと思われます。

(藤森委員) 特に大きく数値に変動がなければ、1年に1回程度の専門家会議でいいと思えます。また、調査地点についても、特に意見はございません。これでいいかと思えます。

(平田座長) 豊水期の観測データについても、対面形式ではないにしても、専門家委員による調査結果のデータの確認は必要だと考えています。専門家委員の審議を通した結果でなければ、姫路市ホームページに掲載することは難しいと思えます。

(田原委員) 現時点での判断としては、この内容でよいと考えています。ただ、先ほど保高委員からご指摘があったが、この想定と違った事象が発生したときにどうするかということは、その都度考えてもよいようなものではあるが、本来はそれも含めて事前に想定しておく方が丁寧なのではないかという気がいたします。

(平田座長) やはり対面形式での専門家会議は1年に1回でいいと思うのですが、豊水期の調査後にも中間的なデータのチェックが必要だと思っております。

(中島委員) そのような方法で、データチェックはしておいた方がよいと考えます。

(平田座長) そうでなければ、専門家委員としての責任が果たせないことになる。姫路市の方としてはいかがですか。

(姫路市) いずれにせよ、地下水調査は行いますので、半年ごとの調査の結果が出た段階で、公表の前にまずは専門家委員にデータを送付させていただきます。そのうえで、1年に1回は対面形式でということで、専門家会議としての開催は1年に1回対面形式で開催するという方向で考えさせていただきます。

(平田座長) データのチェックは必要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

(姫路市) 姫路市のホームページに掲載する前には、必ず専門家委員の皆様を確認していただくようにいたします。

(平田座長) 他にご意見ございますか。なければ本日の議題は以上でございます。

(姫路市) 長時間に渡りましてご審議いただきまして、ありがとうございました。引き続き質疑応答に移らせていただきます。委員の皆様には質問がある方は挙手していただきご質問ください。

(平田座長) 質疑を受け付ける前に本日の内容を一度説明させていただいてよろしいでしょうか。

(姫路市) よろしく願いいたします。

(平田座長) 第24回専門家会議の審議内容を簡単にまとめます。

まず地下水位についてですが、これは大局的には北西から南東方向の流れであり、こ

れまでと変化はありません。

また、地下水中のベンゼン濃度については、これまでと同様に、渇水期の方が豊水期よりも若干濃度が高い傾向にあるが、G5-5 など上流側では地下水中のベンゼン濃度の低減が確認されるため、全体としては地下水汚染が敷地内の下流側に移りつつあるのかなというイメージでございます。それともう一つ大事なことは、基準値を超えるようなベンゼンが、地下水の流れとして卸売場棟建屋に向かうような状況は確認されないということでした。

その中で、来年度以降の地下水調査についてですが、今後、当面(2年間)は豊水期及び渇水期の2回/年、地下水調査を継続することとする。地下水汚染調査については、3地点を調査対象外とするものの、卸売場棟をきっちり囲む範囲で地下水汚染濃度の確認を継続し、地下水位測定調査については、これまでと同様に、計18地点にて調査を継続するという事となる。

豊水期、渇水期ともに、地下水調査結果については、事前に専門家委員のデータチェックを受けた後、姫路市ホームページにて調査結果を公表する。

渇水期調査結果が出た後に、対面形式で専門家本会議を1年に1回開催する。

当面2年間(2023年度及び2024年度)は、上記の内容で地下水調査を継続して、その後(2年後)に今後の方針について改めて審議をさせていただくということとなった。

内容としては以上となります。専門家委員の皆様、何か付け加える事項はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等ございましたら受け付けたいと思います。

( 姫路市 ) 傍聴者の方で質問のある方は挙手をお願いいたします。

(質問者なし)

( 姫路市 ) 専門家委員の皆様におかれては、お忙しい中、リモートでのご参加となってしましましたが、貴重なご意見等をいただき、また、今後の方向性を見いだしていただき、ありがとうございました。

今後、3月13日に新市場が開場し、実際に新市場の施設が運用されることとなるが、引き続きモニタリング等を行い、また、調査結果については半年(豊水期・渇水期毎)に1回、専門家委員にメール等で調査結果を送付したうえで、最低1年に1回は対面形式によるオープンな形で専門家会議を来年度も開催していくという内容で進めていってよろしいでしょうか。

(平田座長) その内容でよろしく申し上げます。

( 姫路市 ) 本日ご参加いただきました皆様におかれましては、WEB形式での会議開催というなか、

会議の運営にご理解ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。これを持ちまして第24回中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(平田座長) ブリーフィングペーパーについてはまた専門家委員に送付いただき、専門家委員のチェックを受けてから公表の流れとなるため、合わせてよろしくお願いします。

(姫路市) 承知いたしました。ブリーフィングペーパーにつきましては、調整させていただき、専門家委員の皆様のチェックを受けたのち姫路市のホームページで公表する。専門家委員の皆様には改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(平田座長) よろしく願いいたします。

(閉会)